

みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

令和8年4月1日

組合教委告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、学校部活動の地域展開に伴い、みのかも認定地域クラブに対し、みのかも認定地域クラブ活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、中学生がスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保及び健全なスポーツ・文化活動の促進を図り、もってスポーツ・文化振興に寄与することを目的とする。

(適用例規)

第2条 予算の執行に当たっては、美濃加茂市富加町中学校組合補助金等交付規則(令和元年美濃加茂市富加町中学校組合教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱による。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 美濃加茂市富加町中学校組合立双葉中学校に在籍している者をいう。
- (2) みのかも認定地域クラブ 生徒を対象にした学校部活動以外の活動を行う美濃加茂市教育委員会及び美濃加茂市富加町中学校組合教育委員会(以下「教育委員会」という。)に認定された団体をいう。
- (3) 指導者 生徒を指導する者のうち、教育委員会が主催する

指導者講習会を受講しているものをいう。

(みのかも認定地域クラブの認定申請)

第4条 みのかも認定地域クラブ(以下「認定地域クラブ」という。)の認定を受けようとするもの(以下「認定申請者」という。)は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) みのかも認定地域クラブ認定申請書(様式第1号)
- (2) 認定を受けようとする団体の規約の写し
- (3) 認定を受けようとする団体の会計規約の写し
- (4) 申請する年度の事業計画書(年間活動計画書)
- (5) 申請する年度の収支予算書
- (6) 申請する年度のみのかも認定地域クラブ生徒名簿・役員名簿・指導者名簿(様式第2号)
- (7) 指導者の指導者資格受講証、認定証等の資格を証明する書類の写し
- (8) 参加する生徒及び指導者が保険へ加入したことを証明する書類の写し
- (9) みのかも認定地域クラブの認定に関する誓約書(様式第3号)
- (10) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第7号までに掲げる書類については、総会資料等で必要事項が記載されていると教育委員会が認める書類に代えることができる。

(認定の決定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条に規定する基準に適合するか審査し、認定の可否を決定する

ものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定地域クラブの認定の可否を決定したときには、速やかにみのかも認定地域クラブ認定・不認定通知書(様式第4号)により、当該認定申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、当該認定に際し、認定のための条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により認定した認定地域クラブについて、管理台帳を作成し、管理するものとする。

(認定地域クラブの認定基準)

第6条 認定地域クラブの認定基準は、次のとおりとする。

- (1) これまでの学校部活動の教育的意義や役割を理解し、継続・発展させ、かつ、学校教育関係者等と必要な連携、協調を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える団体であること。
- (2) 団体の運営に必要な規約、会計規約、役員及び指導者を備え、一部の関係者による営利活動ではないこと。この場合において、団体を維持し、及び運営するために必要な会費等は、可能な限り低廉な会費とし、公正かつ適正な会計処理を行い、団体運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行える団体であること。
- (3) 国及び岐阜県教育委員会が作成する部活動地域展開に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の内容に準じ、参加する生徒と十分なコミュニケーションを図り、心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰、行き過ぎた指導、ハラスメン

ト等を根絶し、適宜岐阜県教育委員会及び教育委員会の指導助言に従うことができること。この場合において、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を習得し、適切に配慮することができること。

(4) 年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等を記載したものをいう。)を策定し、教育委員会と定期的かつ恒常的に情報共有及び連絡調整ができること。

(5) 活動全般に対応する代表者を1人以上及び実際に生徒を指導する指導者を1人以上確保していること。

(6) 生徒が活動に取り組む時間、休養日等の設定についてはガイドラインの趣旨が十分理解された内容になっていること。

(7) 生徒及び指導者が安心して活動できるよう、自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。

(8) 教育委員会又は学校関係者から活動全般に関し、状況報告、聞き取り等の要請があった場合には、真摯に対応し、書類等の提出要請があった場合は速やかに提出することができること。

(認定地域クラブの認定の取消し)

第7条 教育委員会は、認定地域クラブが前条の認定基準を満たさなくなると認めるときは、認定を取り消すものとする。

(認定地域クラブの解散・休止)

第8条 認定地域クラブは、当該クラブを解散し、又は活動を休止したときは、関係書類を添えて遅滞なくみのかも認定地域クラブ解散・休止届出書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の積算基準等)

第9条 補助金の積算区分及び積算基準単価は、別表のとおりとする。

(交付申請の期日等)

第10条 交付の申請をしようとする者は、交付を受けようとする年度の5月10日又は活動を開始する日前10日のいずれか遅い日までに補助金等交付申請書(規則別記様式第1号)に関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 規則別記様式第1号中「(4)その他管理者が必要と認める書類」は、当該認定地域クラブに所属する生徒及び指導者の名簿とする。

(実績報告の期日等)

第11条 補助事業者等は、補助事業完了後30日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに補助金等事業実績報告書(規則別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 規則別記様式第5号中「1事業報告書」は、みのかも認定地域クラブ事業実績書(様式第6号)とする。

(補助金の概算払)

第12条 規則第13条ただし書の規定により、教育委員会は、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、みのかも認定地域クラブ活動支援補助金概算払請求書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第13条 教育委員会は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (2) 補助金をその目的に反して使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その全部又は一部の返還を補助事業者等に命ずることができる。
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(中学校保護者クラブの認定の失効)

2 この告示による改正前の美濃加茂市富加町中学校組合立中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱第5条第1項の規定による認定は、施行日をもってその効力を失う。

(令和8年度予算に係る補助金に関する特例措置)

3 令和8年度予算に係る補助金の額の算定については、この告示による改正後のみのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱(以下「改正後の告示」という。)第5条の規定によるみのかも認定地域クラブの認定前の期間であっても、当該補助事業者等が令和8年4月1日以降においてみのかも認定地域クラブと同等の活動を行っていたと教育委員会が認める場合は、当該活動を行っていた期

間をその算定に含めるものとする。

別表(第9条関係)

交付対象団体	積算区分	積算基準単価
みのかも認定 地域クラブ	スポーツ保険 等加入保険料	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入した生徒の数に800円を乗じて得た額 (2) 交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入した指導者の数に対して、生徒の数を10で除して得た数(小数点以下の端数がある場合はこれを切り上げる。)に2,000円を乗じて得た額を上限とする。
	指導者報酬	指導者1人につき、4月1日から翌年3月31日までの間において生徒を指導した時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間とする。)に1,000円を乗じて得た額とし、その限度は次のとおりとする。 (1) 指導者1人につき、105,000円を限度とする。 (2) 複数の指導者がいる場合は、合計で210,000円を限度とする。